

「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業」 業務委託仕様書(案)

1 事業目的

「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業（以下、「本事業」という。）」では、玉川村（以下、「村」という。）への移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大を実現するため、「たまかわくらし（※1）」で玉川村の暮らしに密接に結びついている農業や自らのスキルを活かして地域事業者の課題解決に取り組む副業など、本村での多様なワークスタイルを提示し、本村との関わりシロを増やすとともに、地域内に新たな仕事を創出するベースをつくることを目的とする。

本事業は、移住希望者等がそれぞれの状況に合わせた暮らし方や働き方ができるよう、相談対応や体験機会の創出、コミュニティ参画への橋渡し等の役割を担うトータルサポート窓口である「たまかわくらしサポートセンター（以下、「センター」という。）（※2）」と密に連携し実施する。

※1 たまかわくらし：一人ひとりが、自分らしい暮らしを福島県玉川村で実現すること。また、その暮らしぶり。

※2 たまかわくらしサポートセンター：移住・定住の促進、関係人口拡大のためのトータルサポート窓口。

2 背景

村では、近年の核家族化や共働きの増加、デジタル技術の急速な普及等による社会情勢の急激な変化に伴い、地域やコミュニティ、家族、仕事等への考え方や関わり方といった価値観の多様化が加速している時代の流れを捉え、既存の地域やコミュニティのあり方や行政と住民・地域外の人との関わり方にとらわれず、それぞれが自身の価値観に合わせた暮らし方を選択できる受け皿を、意識の面でも制度の面でも整備することで、ウェルビーイングな暮らしができる「選ばれる村」を目指している。

さらに、様々な価値観や暮らし方が融合することで新たなコミュニティの形成や強化とそれに伴う活動の活性化を促し、それらが地域活力向上の起爆剤となり、さらに新たなコミュニティや活動を生み出す好循環ができていることを目指している。

2 業務内容

（1）デュアル農家の育成支援

本村は、兼業農家を含めて農業を営む世帯数が全世帯数の3割となっており、農業が暮らしに密接に結びついている。一方で、農業経験がない転入者等が農業で収入を得るようになるためには、技術の習得・機械の準備・収入を得られるようになるまでの年単位の必要期間など様々な課題があり高い壁となっている。

本業務においては、移住希望者等へ農業＋αのワークスタイルを提案するため、農業技術が習得できる制度や村内実践者等の発掘と情報発信を行うとともに、村内農業者等のもとで農業を体験し、将来的な技術習得を目指しながら、農業＋αのワークスタイルが実現できるかの検証を行う。

■業務詳細

① ランディングページ（以下、「LP」という。）の作成

- ・事業の実施背景や事業概要、募集等の事業実施に必要な情報を掲載した本事業の LP を作成し、事業の進捗に併せて随時更新を行うこと。
 - ・デザイン及び構成については、以下に留意すること。
 - a) ページの訪問者に対して、玉川村の魅力を発信し、移住定住・二地域居住に興味・関心を高めるよう工夫すること。
 - b) レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。
- ・LP は本業務終了後には、村職員等が更新できるような仕様とすること。
- ・LP は、玉川村移住ポータルサイト「たまかわくらし」からリンクさせるため、LP のバナーを作成すること。
- ・たまかわくらし HP
<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/akiya/>

② 農業研修制度等の情報収集・発信

- ・村産業振興課と連携し、移住者に向けて研修制度等の情報発信を実施する。
- ・情報発信は、LP 及び「たまかわくらし HP」で実施する。
- ・「たまかわくらし HP」への掲載作業については、素材を製作した上で、CMS への反映は村職員が行う。
- ・情報発信に際しては、移住者の特性（地縁がない、土地勘がない等）を踏まえ、発信内容等を工夫すること。

③ 受け入れ先の開拓

- ・農業体験の受け入れ先を 5 か所以上確保すること
- ・受け入れ先は、農業が体験できる場所（畑や水田等）と農業を教えられる人をセットとして 1 か所と換算する。
- ・受け入れ先は、村内の農業法人や認定農業者、農業経験があり受け入れが可能と村が判断した農業者等を優先して選定し、村と協議の上決定する。
- ・受け入れ先には、体験者受け入れにあたり必要経費を支払うこと。

④ 体験者の募集・受入れ・サポート

- ・体験者の募集、申込みの受付は受託者が行い、体験者は村に報告・協議の上、決定すること。
- ・事業期間中に 5 組 15 名以上の体験者を確保すること。なお、組数については村と協議の上、変更可能とする。
- ・体験者は、移住または二拠点居住に興味がある村外在住者（県外在住者を優先する）とする。
- ・「+α」の仕事をすでに持っているテレワーカー等もターゲットに含めること。
- ・募集は LP を中心とし、SNS やチラシの配布等を有効に活用し、体験者数を確保できる広報活動を企画、実施すること。
- ・体験者と受け入れ先をマッチングし、体験の受入れ・体験中のサポート・体験後のフォローを実施すること。
- ・体験者にはたまかわくらし SNS

(Instagram: @stay.tamakawa または Facebook: staytamakawa) をフォローしてもらうこと。

- ・滞在後は、体験者と受け入れ先双方にアンケートや聞き取りを実施し、村に報告すること。
- ・滞在内容や参加者の様子が分かるレポートを作成し、LP に掲載するとともに、たまかわくらし SNS にも掲載する。なお、たまかわくらし SNS への掲載は村等が実施する。

⑤ スケジュール・開催時期

- ・冬季は農業体験が困難であること等を考慮し、計画的に実施すること。
- ・年間スケジュールを示し、適宜修正を行いながら進捗管理を行うこと。

⑥ 農業体験メニューの内容

- ・地域の農業の実情に合わせた体験メニューとすること。
- ・農業でも収入が得られることを体感できるものとする。
- ・季節等に応じた農作業を体験できるメニューとすること（全メニュー収穫のみ等は不可）。
- ・宿泊を伴う体験メニューも可とする（体験者への宿泊費、交通費の支給は認めない）。
- ・体験者が村内の暮らしをイメージできるよう、移住相談や村内案内と組み合わせること。

⑦ 農業＋αの情報発信

- ・LP において、「農業＋α」の実践者のインタビュー等を通じて、本事業の体験者が村内での暮らしやワークスタイルを具体的にイメージできる情報発信を行うこと。
- ・「＋α」の働き方（コワーキングスペースでのテレワークや村内事業者での副業・就業等）を具体的にイメージできる情報発信をすること。
- ・発信方法は、体験者の募集と効果的に連携し、SNS 等も活用し、LP への流入を図ること。

⑧ その他

- ・農業体験中の事故等に備えて保険に加入するなど必要な措置を講じること。なお、体験中の事故について村は一切責任を負わないものとする。
- ・体験者の自己負担額は自由提案とするが、金額は村と協議の上決定する。
- ・事業終了後も本村で農業体験を実施できるよう、本事業の実施スキームを整理し実績報告書に記載すること。
- ・本事業が村との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- ・業務実施に当たっては、綿密に村との情報共有や打合せを行うこと。

（２）農ワーケーション実証事業

テレワークが定着しつつある中で、本村のテレワーク環境をPRしながら、豊かな自然を生かしたワーケーションを推進するため、農作業体験とテレワークを組み合わせた農ワーケーション実証事業を実施する。

業務の実施にあたっては、本事業が、農村地域における新たなビジネスの創出を図るとともに、交流・関係人口の拡大による農村地域の活性化につなげるものである点に留意すること。

■業務内容

① ランディングページ（以下、「LP」という。）の作成

- ・事業の実施背景や事業概要、募集等の事業実施に必要な情報を掲載した本事業の LP を作成

し、事業の進捗に併せて随時更新を行うこと。

- ・デザイン及び構成については、以下に留意すること。
 - a) ページの訪問者に対して、玉川村の魅力を発信し、移住定住・二地域居住に興味・関心を高めるよう工夫すること。
 - b) レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。
- ・LP は本業務終了後には、村職員等が更新できるような仕様とすること。
- ・LP は、玉川村移住ポータルサイト「たまかわくらす」からリンクさせるため、LP のバナーを作成すること。
- ・たまかわくらし HP

<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/akiya/>

② 農ワーケーションモニタープランの企画

- ・村内でテレワークを実施し、リフレッシュとして村内の農業資源の魅力を感じられる農作業等を組み合わせたワーケーションプラン（以下、「プラン」という。）を企画すること。
- ・プランは2種類以上企画し、実施すること。
- ・プランの企画にあたっては、プランごとに企業、家族、個人等ターゲットを明確にし、それぞれ対象に合致したバリエーションを持たせた内容とすること。
- ・プランの期間は、原則2泊3日以上とすること。ただし、条件によっては1泊2日も可能とする。
- ・地域や季節に偏りを生じさせないこととし、プランの作成にあたっては村と協議の上決定すること。
- ・滞在期間中、村観光交流施設や食事等の場所への移動手段について明確にしておくこと。
- ・宿泊場所は、連泊ではなく、複数とすることも可能とする。また、原則村内宿泊とするが、宿泊施設の空き状況等により村内宿泊が困難な場合等には、村に事前協議した場合に限り、周辺市町村の宿泊施設も可とする。
- ・滞在先は、無料 Wi-Fi やワークスペースなどが備わった宿泊施設が望ましいが、農村ならではの農ワーケーションを推進するためのモデル事業という点を鑑み、地域のコワーキングスペースの利用や農村ならではのワークスペースの提案など積極的に検討すること。

③ 参加者の募集・受入れ・サポート

- ・参加者の募集、申込みの受付は受託者が行い、参加者は村に報告・協議の上、決定すること。
- ・5組15人以上の参加者を確保し、受け入れること。なお、組数については村と協議の上、変更可能とする。
- ・農ワーケーションに関心のある県外の企業または個人、家族をメインターゲットとする。ただし、県内からの参加を拒むものではない。
- ・募集は LP を中心に行い、SNS やチラシの配布等を有効に活用し、参加者数を確保できる広報活動を企画、実施すること。
- ・参加者の受入れ・滞在期間中のサポート・滞在後のフォローを実施すること。
- ・参加者にはたまかわくらし SNS

(Instagram : @stay.tamakawa または Facebook : staytamakawa) をフォローしてもらうこ

と。

- ・滞後は、参加者と村内協力事業者双方にアンケートや聞き取りを実施し、村に報告すること。
- ・滞在内容や参加者の様子が分かるレポートを作成し、LP に掲載するとともに、たまかわくらし SNS にも掲載する。なお、たまかわくらし SNS への掲載は村等が実施する。

④ その他

- ・滞在中の事故等に備えて保険に加入するなど必要な措置を講じること。なお、滞在中の事故について村は一切責任を負わないものとする。
- ・参加者の自己負担額等費用については村と協議の上決定する。
- ・事業終了後も本村で農ワーケーションを実施できるよう、本事業の実施スキームを整理し実績報告書に記載すること。
- ・本事業が村との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- ・業務実施に当たっては、綿密に村との情報共有や打合せを行うこと。

(3) 1人多役福業たまかわ創出事業

テレワークと組み合わせて、地域で副業をするという働き方は、都市部のスキルがある人材（以下、「副業人材」という。）と地域をつなぎ、本村の関係人口の創出や将来的には二地域居住・移住にも繋がることが期待される。

本事業では、地域に新たな仕事の創出と地域課題解決を目指し、村内事業者の困りごとや課題を切り出し仕事化（副業化）するために村内事業者をサポートするとともに、副業人材とマッチングすることで、仕事（副業）による関係人口の創出及び継続的な関係性構築を図る。

■業務内容

※本業務は、福島県ふくしまぐらし推進課が実施する「令和6年度パラレルキャリア人材共創促進事業業務（以下、「県業務」という。）」と連携して実施する。以下③に示すの「副業人材マッチング」業務は、「福島県副業人材マッチングサイト（以下、「県サイト」という。）」(<https://pro-fukushima.com/>)を利用すること。

① ランディングページ（以下、「LP」という。）の作成

- ・事業の実施背景や事業概要、募集等の事業実施に必要な情報を掲載した本事業の LP を作成し、事業の進捗に併せて随時更新を行うこと。
- ・デザイン及び構成については、以下に留意すること。
 - a) ページの訪問者に対して、玉川村の魅力を発信し、移住定住・二地域居住に興味・関心を高めるよう工夫すること。
 - b) レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。
- ・LP は本業務終了後には、村職員等が更新できるような仕様とすること。
- ・LP は、玉川村移住ポータルサイト「たまかわくらす」からリンクさせるため、LP のバナーを作成すること。
- ・たまかわくらし HP

② 村内事業者向け広報及びセミナー等の開催

- ・受託者は、本事業へ参加する村内事業者を募集するため、事業理解を深め参加を促すための広報（以下、「広報」という。）、副業人材受け入れのためのセミナーまたは個別説明（以下、「セミナー等」という。）を実施すること。
- ・広報及びセミナー等の実施については、村内事業者が対象であることを十分に理解し、玉川村商工会や玉川村観光物産協会等と連携するなど、村内事業者に広く届く手法を提案すること。
- ・セミナー等は、村内事業者の参加しやすい日時や手法を検討し実施すること。
- ・セミナー等の実施回数等は②の参加事業者数を達成するため、十分に必要な回数等を提案すること。
- ・広報及びセミナー等の実施にあたり、県業務受託者と連携して行うことは妨げない。

③ 参加事業者の募集・副業化サポート

- ・本事業に参加し、県サイトに副業を掲載する事業者数は3社以上とする。
- ・②の業務により本事業に参加意思を示した村内事業者について、事業者の困りごとや課題を聞き取り、県サイトに副業として掲載するためのサポートを行うこと。
- ・副業の内容及び報酬額については、毎度村と協議の上決定する。

④ 副業人材とのマッチング

- ・③の業務により、切り出した村内事業者の課題を副業人材とマッチングするため、県サイトに掲載する。
- ・県サイトへの掲載作業及び副業人材の募集は県業務受託者が行う。
- ・なお、副業人材の募集については、職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条の規定によるもの）である県業務受託者が行うため、本業務受託者において資格を有する必要はない。
- ・県サイトを通じて応募のあった副業人材と村内事業者のマッチングにおいて、副業人材選定のための面談等への同席により村内事業者をサポートすること。
- ・副業人材の個人情報と取り扱う場合には、事前に村及び県と十分に協議を行うこと。

⑤ 村内事業者の伴奏支援・フォロー

- ・③の業務においてマッチングした副業人材が、村内事業者と事業を進めるにあたって、村内事業者の伴奏支援を行うこと。
- ・副業終了後は、村内事業者にアンケートや聞き取りを行い、実施成果を確認するとともに、他の村内事業者に事例として紹介できるよう課題の切り出しから副業完了までの報告書を作成すること。

⑥ その他

- ・業務遂行に当たっては、本事業終了後も村内事業者及び村と副業人材が継続的な関係性を築けるよう、工夫すること。
- ・業務遂行に当たっては村と綿密な情報共有や打合せを行うこと。
- ・本業務は、県業務と十分な連携が必要であるため、県業務の内容も十分に理解し提案すること。

⑦ 経費

- ・本業務の実施に必要な経費は全て委託料に含まれる。
- ・副業人材が行った業務に対して支給される報酬等については、本業務の予算内において、村と受託者が協議の上決定するものとする。なお、村内事業者においても負担することも可能とする。

(4) たまかわくらしワークスタイルセミナーの開催

玉川村での多様なワークスタイルを広く発信するため、上記（１）～（３）の実例報告を含めたセミナーを首都圏で開催すること。

① セミナー企画運営

- ・セミナーテーマや構成、出演者の調整等、セミナー企画運営に関しては、村と共同で実施するものとし、綿密に連絡・調整を行うこと。
- ・セミナー開催方法は対面式とし、オンラインの併用については提案によるものとする。
- ・セミナー開催時には村職員も出席するが、受託者において、セミナー企画運営に必要な人員を確保すること。
- ・セミナー企画運営にあたって必要な経費は受託事業者が負担すること（ただし、村職員の旅費を除く）。
- ・セミナー企画運営にあたっては、ふくしまぐらし相談センター（ふるさと回帰支援センター内に福島県が設置する移住相談窓口）の移住相談員とも密な連携を図ること。

開催時期	2025 年 9 月～2026 年 2 月 ※他自治体の開催状況等も考慮した上で、村と協議の上決定する。
開催場所	東京交通会館（東京都千代田区有楽町 2 丁目 1 0-1）※提案により変更可
会場使用料	無料 ※玉川村がふるさと回帰支援センターの会員として無料で使用できる「セミナールーム」（東京交通会館内）を利用する場合のみ無料。 ※他の会場を利用する場合は、会場使用料も計上すること。ただし「セミナールーム」を使用するよりも効果が上がる理由等を示すこと。
概要	たまかわくらしワークスタイルの魅力発信と移住希望者等とのつながり強化のため、玉川村独自のイベントを開催する。 (参考) https://www.furusato-web.jp/
目標参加者数	20 組（会場参加）＋α（オンライン参加等）

② 広報

- ・セミナーテーマ等に合致するターゲットに訴求し、目標来場者数を確保できるような広報について提案し、実施すること。
- ・広報に当たってはチラシ（A 4 片面以上）を必ず作成すること（データのための提出も可とす

るが、広報に印刷物が必要な場合も想定すること。

- ・その他、村で実施する広報（たまかわくらしホームページや関係機関ホームページ、SNS等）に必要な画像等についても提出すること。

③ アンケート・開催後フォロー

- ・セミナー参加者にアンケートを実施すること。アンケートの内容については、村及びふくしまぐらし相談センターと協議の上決定すること。
- ・アンケート回収率を高める工夫を実施すること。
- ・セミナー開催後にはイベントレポートを作成し、たまかわくらしホームページに掲載すること。
- ・参加者にはたまかわくらしSNS (Instagram: @stay.tamakawa または Facebook: staytamakawa) をフォローしてもらうこと。

(5) スケジュール管理

- ・業務の実施にあたっては年間スケジュールを業務ごとに作成し、村の了解を受けた上で、定期的に村へ進捗報告を行いながら適切に進捗管理を行うこと。
- ・年間スケジュールについては、村と協議の上、適宜修正すること。

4 履行期間

事業完了日：2026年3月25日までとする。

5 成果品

事業報告書 1部

上記2(1)③で開拓した受け入れ先一覧 データ

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

ア 委託業務着手届

イ 委託業務完了届

ウ 実績報告書

エ 上記5に示す事業成果品

オ その他委託者が必要と認める書類等

7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

8 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で

速やかに対処するものとする。

9 完了

本業務は、運行報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

10 その他

- ・本委託業務にあたり製作される成果物の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。